天神小学校　防災に関する危機管理マニュアル

１　学校防災体制の整備

(1) 学校防災マニュアル作成の基本的ねらい

内子町立天神小学校では、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災の課題を踏まえつつ、次の基本的ねらいをもって大震災に対する、防災マニュアルを策定する。

１ 災害時における児童生徒の安全確保に万全を期す。そのために、発災時別に教職員の適切な対応を検討する。さらに「自分の身は自分で守る」防災教育の徹底を図る。

２ 災害が発生した場合、学校教育活動再開へ向けた諸準備及び避難所運営への協力などを念頭に置きながら、学校防災体制の充実強化を図る。

３ 本校は平成２３年度に耐震工事が終了している。しかし、大震災によって学校内で二次災害が発生しないよう、既存の施設設備の日常的な安全点検の充実強化を図る。

(2) 震災に対応する教職員の基本的行動

ア　児童在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	児童の動き
原則として 震度５弱 以上の揺れが、内子町で観測された場合	学校災害対策本部の設置 ＊本部長は校長、副本部長は教頭 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・児童への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後、 保護者による引取 集団による下校

イ　夜間・休日等の参集の基準

※震度４の地震が発生し、災害の発生するおそれがあるとき・・**本部長及び副本部長参集**

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
勤務時間外に 震度５弱 又は５強 の揺れが、内子町で観測された場合	本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置する。必要に応じ教職員に対し、学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外に 震度６弱 以上の揺れが、内子町で観測された場合	本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

※避難判断等水位（知清橋警戒水位3.0Mに達したとき・・・**本部長及び副本部長参集**

(3) 日常的な設備点検の実施

ア　施設・設備のチェックポイント

○　非常口、非常階段、防火用扉、誘導灯、消火器、消火栓、避難袋などが地震等の災害発生時にはすぐに使用できるよう点検・整備されているか。

○　廊下、階段、昇降口などには避難の際の通行の妨げになる物が置かれていないか。

○　戸棚、書架、靴箱、ロッカー、テレビ、放送設備、ピアノ、掲示物などが倒れたり、落下したりしないように、しっかりと固定されるなど対策がとられているか。

○　暖房器具、ガスなどの火気の使用場所には、水、砂、消火器などの消火器具が災害発生時に使用できるよう点検・整備されているか。

○　地震など災害発生時に必要とされる携帯ラジオ、ハンドマイク、メガホン、笛、懐中電灯などの器具や救急医薬品が常備され、使用できるようになっているか。

○　発火しやすい薬品や灯油などの安全管理ができているか。

○　自動火災報知設備や緊急放送設備が災害発生時に作動するように点検・整備されているか。

イ　点検のポイント（校地内）

場所等	予想される危険	点検結果	特記事項
遊　具	・ブランコは倒れる恐れがある。		
	・電柱の遊具は破損する恐れがある。		
サッカーゴール	・倒れる恐れがある。		
国旗掲揚用ポール	・倒れる恐れがある。		
樹　木	・高木は倒れる恐れがある。		
門・像	・倒壊する恐れがある。		
飼育小屋	・倒壊する恐れがある。		
体育倉庫	・倒壊する恐れがある。		

【点検結果】

A―異状は認められない。または、対策済み。

B―異状かどうか判断がつかない。分からない。

C―明らかな異状が認められる。

2　震災時の初期対応

(1) 初期対応における基本的な考え方

大きな災害が発生した場合、限られた時間の中で、児童の安全を最大限に確保するためには、「何を」「どうすべきか」を明確にして、いつでも誰でもが、とっさに行動できるようにしておかなければならない。

そこで、防災マニュアルは、次のような観点から作成した。

1　突然の災害においては、児童の生命を守ることが最優先である。そのためには、災害発生から避難完了までの対応が重要である。災害発生から安全確認、避難決定・避難完了まで、どのように対応すべきかを示した。

2　初動体制の基本型として、ここでは授業中における地震発生から避難・安全確認までの動きを想定した。それ以外にも、休み時間、登下校中などさまざまな場合が想定されるが、個々のケースについては防災マニュアルの基本型をもとに、予想される災害の状況と対応について示した。

3　避難後の救急措置や保護者への引渡しをはじめとする必要な対応は、その時々の状況によって左右される。学校防災マニュアルに示した基本的な対応をもとに学校の実態や地域の実状に応じて具体化する必要がある。

(2) 震災時の基本行動

児童生徒の安全を守るためには、激しい揺れが起こっている間の危険回避とそれに引き続く緊急避難誘導が重要である。余震が続くことも想定に入れながら、災害発生から避難経路の安全確認、すばやく安全に避難誘導を完了することが求められる。

<table>
<tr><td>状況</td><td>激しい揺れ
（余震）</td><td>揺れが止まって
（校舎内の安全確認）</td><td>避難決定
（校舎外に避難する）</td><td>安否を確認する
（保護者への連絡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本行動</td><td>・放送を聞く。
・机の下にもぐり身を守る。</td><td>・火気、電気の始末
・戸を開けるなど、避難口の確保
・避難指示の放送を聞く</td><td>・緊急避難誘導
・静かに整列
・避難路の安全確認
「お・か・し・も」を徹底する。</td><td>・人員点呼→本部へ報告
・安全確認
・負傷者への対応
・静かに待機する
・保護者への引渡</td></tr>
<tr><td colspan="2">【指示の基本】
○頭を守りなさい。
○ガラスや棚から離れなさい。
○机の下にもぐって、机の脚をしっかり持ちなさい。</td><td colspan="2">【第１避難場所】
運動場低鉄棒前
【第２避難場所】
五十崎体育館前
＊　津波は想定しない。</td></tr>
</table>

(3) 児童在校時の初期対応

児童在校時の初期対応

	教　職　員	児童生徒等
児童生徒等及び教職員の安全確保	○出入口の確保と火災などの二次災害の防止 ○教職員自身の身の安全確保 ○児童生徒等への指示	○机の脚を持ち、頭部を保護する。 ○近くに机等がないときは落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所に身を寄せる。 ○教職員の指示に従う。

揺　れ　が　お　さ　ま　る

情報収集・判断 避難指示	○児童の人員・負傷者の確認及び応急手当 ○避難経路の確認、担当者は安全を確認し管理職へ報告 ○災害や天候に応じた一次避難場所の決定 ○避難場所を指示し、避難開始 ○出入口の確保と火災などの二次災害の防止

※暴風雨、低温など悪天候、地割れ、土砂崩れ、液状化などグランド等が危険な場合は、最も安全な場所を避難所として決定する。

避難誘導	○児童の誘導 ○誘導中の安全に配慮する。	○おさない、かけない、しゃべらない、もどらない ○頭部保護、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を確認
安否確認	○担任は人員確認し、管理職へ報告 ○養護教諭は負傷者へ対応	

○　行動マニュアル①（在校時）

① 地震発生と同時に机などの下に入る。頭には、できるだけ落下物を防ぐことのできるものをのせる。（教科書類、文房具）
② 先生の指示や放送での指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
③ 避難方法や指示のあった場合には、学用品など何も持たないで、上履きのまま避難する。
④ 避難の途中で教室など校舎内に戻らない。
⑤ おさない、かけない、しゃべらない、もどらない。（おかしもの約束）
⑥ 前の人が転んだ場合は、すぐ立ち止まり手を挙げて「転んだ人がいます。」と前の人と後ろの人に知らせる。転んだ人が立ち上がってから避難する。
⑦ 教師の許可無くして、集合場所を離れたり、帰宅したりしてはならない。

○　行動マニュアル②（在校時の危険な場所情報）

次の場所は危険なので近寄らない。近くにいるときは、すぐに離れる。

・ピアノ　・蛍光灯、水銀灯の下　・バスケットゴール下　・本棚の近く
・理科室、理科準備室のガラス器具棚、薬品棚の近く　・窓の近く
・校舎の建物のすぐ近く　・下駄箱、遊具
・プレハブ小屋、飼育小屋、サッカーゴール、バックネット

(4) 指導中の具体的な初期対応

指導中の具体的な初期対応

	安全確保	避難誘導 避難指示により	安否確認
普通教室	・机の下にもぐらせる ・机の脚をしっかり持たせる ・落下物に注意 ・落ち着いて静かに行動させる	・避難経路の安全確認 ・校庭（体育館）までの避難経路確認 ・「お・か・し・も」等約束	①児童の呼名 ②未確認児童の把握 ・未確認児童等がいる場合は捜索 ③負傷者の有無 ・負傷者がいる場合は救護班（養教）へ ④管理職へ人数安否報告
特別教室	・普通教室と同様 ・火の元の安全確認（実験器具等） ・落下物や転倒物の安全確認	・児童生徒等の不安緩和（声掛け）	
体育館	・中央に集める ・落下物や転倒物に注意（水銀灯の真下から離れる）	・整列 ・安全な出口から校庭に避難 ・雨天の場合は、そのまま待機	
校庭	・校舎や遊具から離れる ・中央に避難	・学年に整列 ・雨天の際は、体育館に移動	
プール	・水の中からあがらせる ・プールサイドに座らせる	・はき物をはく ・バスタオル等で体を守る ・校庭に速やかに移動	
移動中	・廊下、階段、昇降口にいたら座る。 ・トイレや個室から廊下へ出る ・落下物、転倒物に注意	・安全な避難口から校庭（体育館）へ避難	

○　災害発生時における予想される状況と教職員の対応（特別教室等）

場　所	予想される状況	教師の指示
理科室 家庭科室	○　薬品棚が転倒し、薬品が散乱 ○　アルコールランプやガスバーナーが倒れ、引火 ○　使用中のコンロから引火 ○　ミシン等の落下による負傷や使用中のアイロン・熱湯等による火傷	「その場にしゃがんで、頭を守れ」 「薬品に近付くな」 「火を消せ」（ｺﾝｾﾝﾄを抜く） 「○○を押さえろ」 「○○から離れろ」
音楽室	○　ピアノの移動 ○　スピーカー等の落下	「ピアノやスピーカーから離れろ」
図書室	○　本棚の転倒 ○　本の落下	「真ん中へ行け」 「しゃがんで、本で頭を守れ」
図工室	○　棚の転倒 ○　電動のこぎり等の移動	「（電源を落として）離れろ」（コンセントを抜く）
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ室	○　モニター、本体の落下	「落下物に気をつけろ」

(5) 休み時間等の初期対応

休み時間等の初期対応

	安全確保	避難誘導	安否確認
普通教室	・机の下にもぐらせる ・机の脚をしっかり持たせる ・落下物に注意 ・落ち着いて静かに行動させる	避難指示により ・避難経路の安全確認 ・校庭（体育館）までの経路安全確認 ・負傷者の確認 ・負傷者の救護 ・児童の状況把握 ・安全に避難	①児童の呼名 ②未確認児童の把握 ・未確認児童等がいる場合については役割分担に基づいて捜索 ③負傷者の有無 ・負傷者がいる場合は救護班（養教）へ ④管理職へ人数安否報告
特別教室	・机の下にもぐらせる ・落下物や転倒物に注意		
体育館	・中央に集める ・落下物に注意 （水銀灯の真下から離れる）		
校庭	・校舎から離れさせる ・まとまって避難させる ・遊具から離れさせる		
廊下・階段等	・安全な墓所（近くの教室等）で頭を守らせる ・階段ではその場に座らせる ・昇降口は転倒物に注意させる ・トイレ･･･個室から廊下へ出る		

(6) 校外活動時の初期対応

校外活動時の初期対応

	教職員	児童生徒等
児童及び教職員の安全確保	○児童に安全確保を指示	○頭部保護、低い姿勢、落下物や倒壊物の注意 ○周囲の安全確認
揺れがおさまる		
避難場所への避難	○児童等の人員を確認し、負傷者等がある場合は応急手当 ○教職員又は施設管理者等の指示に従い、避難場所へ引率 ○安全が場所を選択し待避	○教職員又は施設管理者等の指示に従い待避
避難後の安全確保	○児童の誘導 ○誘導中の安全に配慮する。	○場合によっては他の避難者及び負
学校への連絡 避難後の対応決定	○児童の安全を確保した後、学校へ状況報告、指示を受けて対応 ○学校から教育委員会へ連絡 ○学校から保護者へ連絡	○教職員の指示に従い下校

※校外活動に際して事前確認及び事前指導

（7）登下校時の初期対応

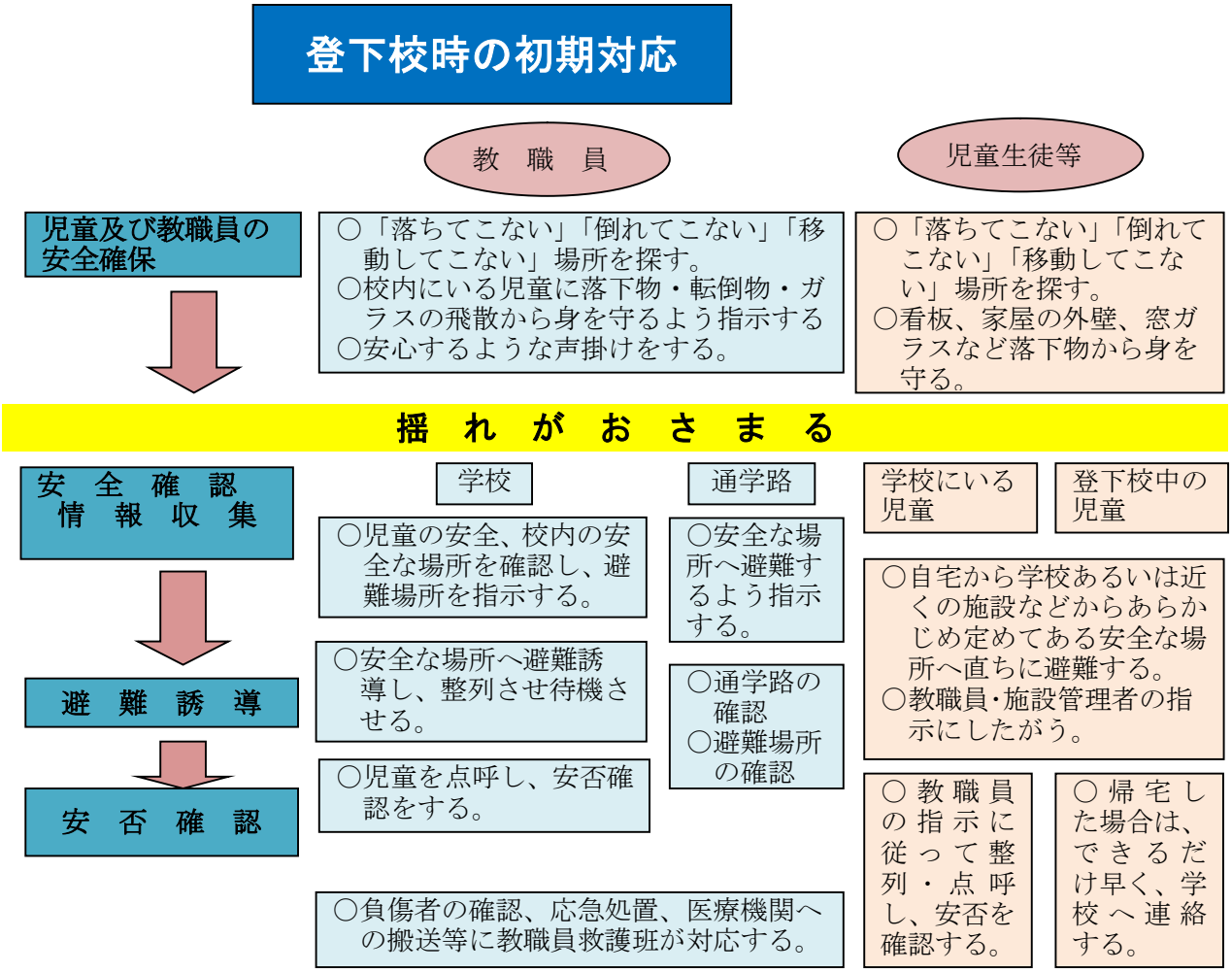

行動マニュアル③（登下校時）

① ランドセル、体操着袋、上着などで頭を守る。
② 古い建物や建設中の建物、壊れそうな建物には近づかない。
③ ブロック塀、石垣などに近づかない。
④ 狭い道路はできるだけ避ける。
⑤ 崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。
⑥ 橋の上や下からできるだけ早く遠ざかる。
⑦ 物に挟まって動けない時やすぐ近くまで火が迫ってきたときなどは、大声で助けを求める。
⑧ それぞれに助け合いながら、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」ところへ避難する。
⑨ 学校が近い場合には学校へ行く。それ以外は家に戻るか、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。

(8) 学校管理外（休日・夜間）の初期対応

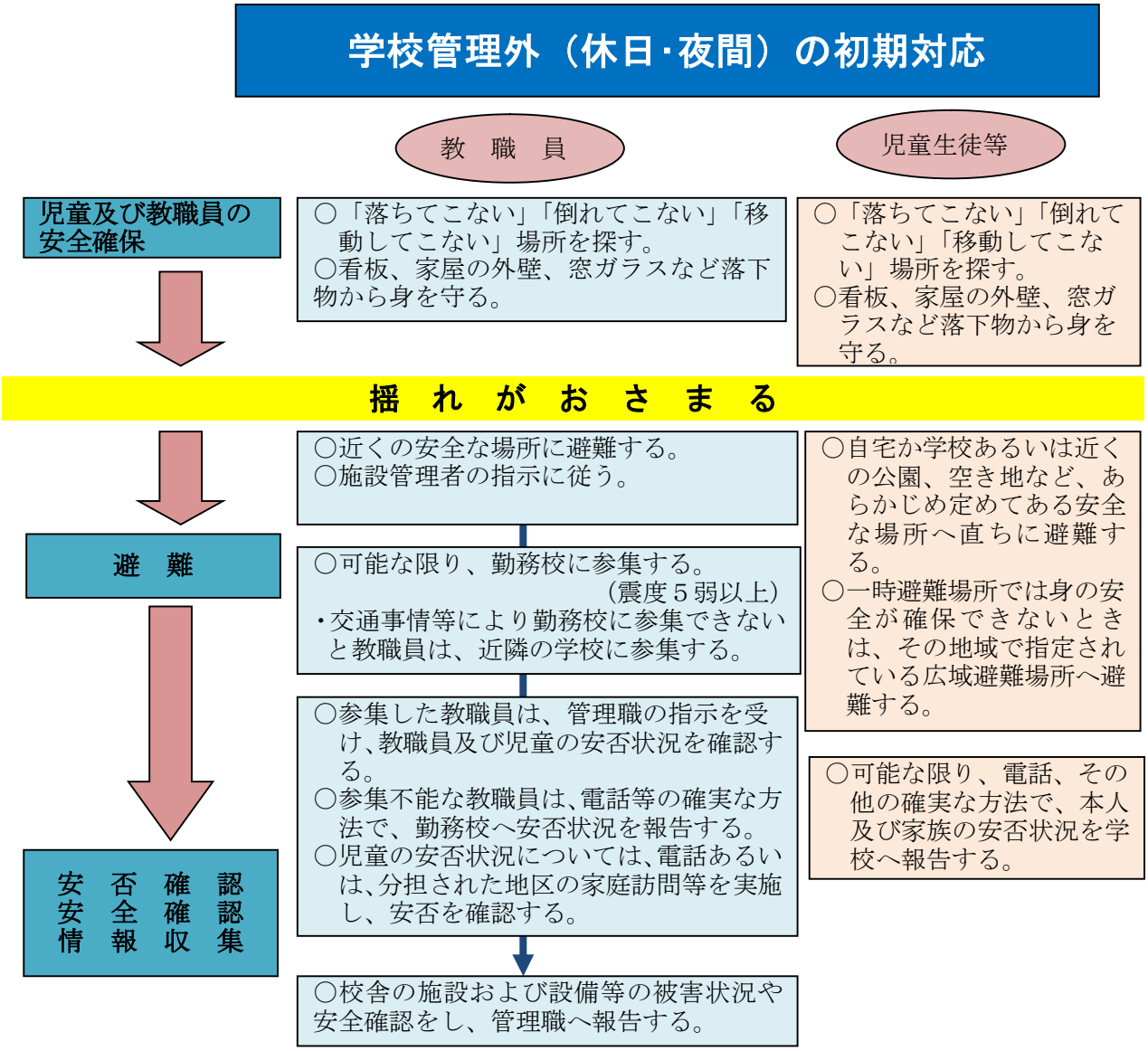

○　夜間及び登校日以外の教職員の行動マニュアル

学校職員は、次のように出勤し、その任務にあたる。
学校へ参集できない配備職員は、必ず校長(教頭)に連絡をとる。

① 警戒配備…内子町で震度４の地震の観測されたとき
　校長、教頭が出勤し、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制づくり、通学路の安全確認を実施する。

② 特別警戒配備…内子町で震度５弱・５強の地震が観測されたとき
　校長、教頭が出勤し、学校災害対策本部を設置する。必要に応じて、教職員に対し、学校への参集を連絡する。また、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施するとともに、通学路の安全確認を実施する。

③ 非常配備…内子町で震度６弱以上の地震が観測されたとき
　学校災害対策本部を設置する。全ての教職員が出勤し、災害応急対策及び避難所開設に伴う業務に従事する。災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施するとともに、通学路の安全確認の実施と登校指導計画を作成する。